



高橋 俊晴  
技術士（原子力・放射線部門）  
第1種放射線取扱主任者

## 高橋俊晴が実施する放射線教育・講習一覧

—復興・再生を「放射線教育」で支援します—

### 人材育成・スキルアップに係る講習

#### 放射線取扱主任者資格取得講習

第2種放射線取扱主任者試験合格を目指す講習です。放射線物理・化学・生物、管理技術、関係法令等放射線管理に必要な専門知識を習得し、主任者試験合格を目指します。放射線管理を支える人材の育成、そして自身のスキルアップを目指す人を対象とします

#### 「技術士」資格取得講習

「技術士」試験合格を目指す講習です。技術士制度、技術士倫理、一次試験対策、記述式である二次試験対策等を説明します。原子力・放射線部門だけでなく、環境部門の技術士試験にも適用します。技術士である講師が最新の試験情報にもとづき説明します。

### 基礎知識に係る講習

#### 放射線の基礎知識講習

放射線の人体への影響を始めとして放射線の基礎的・全般的な知識をコンパクトに説明します。日常生活における放射線の身近な話題を取り上げ、正しい知識と正確な情報提供を行います。一般の方、放射線作業に直接関わらないが知識として知っておきたいという事務職員等を対象とします。

### 業務従事者に係る教育・講習

#### 放射線業務従事者教育訓練

放射線障害防止法に基づく教育訓練です。放射性同位元素等を取り扱う業務従事者を対象とします。選任主任者として約25年間にわたり本教育を行ってきた講師が放射性同位元素等の安全取扱い、放射線の人体への影響、放射線障害防止法等、法令で求められた教育を実施します。

#### 除染等業務講習

除染作業を行う労働者の放射線被ばくを低減することを目的として除染電離則があります。除染電離則に基づき東日本大震災で生じた、汚染土壌等の除染業務に従事される方を対象とします。放射線測定器の取扱い、放射線量率測定実習などを通して実務に即した講習を実施します。

#### 事故由来廃棄物等特別教育講習

平成25年7月1日から改正「電離放射線障害防止規則」が施行され、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された事故由来廃棄物等の処分業務を行う事業者は、事故由来廃棄物等の処分業務に従事する労働者に対して特別教育を行う必要があります。